

事務連絡
令和6年3月7日

各既存住宅状況調査技術者講習実施機関 御中

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）
（ 公 印 省 略 ）

令和6年能登半島地震による災害に伴う
既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の有効期間の延長等について

平素より住宅行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号。以下「登録規程」という。）について、災害等の事由による既存住宅状況調査技術者講習（以下「講習」という。）の修了証明書の有効期間の延長等の措置を可能とする等の改正（令和6年国土交通省告示第142号）を別添1のとおり行いました。また、令和6年能登半島地震による災害が極めて甚大であることに鑑み、当該措置を講じる事由として当該災害を別添2のとおり指定（令和6年国土交通省告示第143号）し、講習を修了することが困難である者について、修了証明書の有効期間を延長する期間等を定めました。

貴団体におかれましては、下記概要等及び別添資料を踏まえ、遺漏なく御対応いただくようお願い申し上げます。

記

1. 登録規程の改正及び登録規程の規定に基づく事由の指定等による措置の概要

- (1) 災害その他やむを得ない事由による修了証明書の有効期間の延長を可能とし、当該事由として令和6年能登半島地震による災害を指定する。
- (2) 当該災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（【参考】に示す区域）内に住所を有する既存住宅状況調査技術者（以下「技術者」という。）のうち、修了証明書の有効期間が令和6年3月31日までである者について、修了証明書の有効期間を令和6年7月31日まで延長する。
- (3) 修了証明書の有効期間が延長された期間に更新講習を修了して交付される修了証明書の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

2. 上記1. の措置を受けた講習事務の取扱い

(1) 技術者への周知・通知について

貴機関で講習を修了した技術者のうち、1. (2) により修了証明書の有効期間の延長の対象となり得る者に対して、1. の措置について周知すること。また、修了証明書の有効期間が延長される者に対して、その旨を通知すること。

(2) 有効期間が延長される修了証明書について

有効期間が延長される修了証明書には、延長後の有効期間である「令和6年7月31日まで」と記載があるものとみなす。なお、技術者の希望に応じて、有効期間の記載を更新した修了証明書を交付されたい。その場合、貴機関で定める修了証明書の再交付に関する規定を準用してよい。貴機関の規定に基づき技術者に交付される資格者証等についても同様とする。

(3) 技術者に関する事項の公表について

貴機関のホームページで公表している技術者に関する情報のうち、1. の措置により修了証明書の有効期間が延長される者に関する情報については適切に更新を行い、公表期間についても適切に対応すること。

(4) 令和6年度の更新講習について

1. の措置により修了証明書の有効期間が延長される技術者は、延長後の有効期間の満了日である令和6年7月31日までに開催される更新講習を受講できることとなるが、当該技術者への更新講習の申込みの案内の際には、同日までに可否判定を行うことのできる日程の更新講習を受講するよう促されたい。

また、当該技術者が令和6年度の更新講習を修了した場合に交付される修了証明書の有効期間は、令和9年3月31日となることに十分注意すること。

【参考】

○令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域（令和6年3月7日現在）

- ・新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町（13市1町）
- ・富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町（9市3町1村）
- ・石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町（10市7町）
- ・福井県：福井市、あわら市、坂井市（3市）

※ 最新の適用区域は、内閣府（防災担当）のHPをご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>